

公立大学法人会津大学遺贈取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、公立大学法人会津大学（以下「本法人」という）に対して遺贈の申し出があった場合に、本法人における遺贈受入れに関する取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺贈 被相続人が遺言により他人に自己の財産の全部又は一部を与える処分行為であり（民法（明治29年法律第89号）第964条）、特定遺贈と包括遺贈がある。
- (2) 特定遺贈 遺産のうち特定された財産を対象とする遺贈をいう。
- (3) 包括遺贈 遺産のうち全部または一定の割合で示された部分を対象とする遺贈をいう。

(本法人が受け入れる遺贈)

第3 本法人が受入れを行う遺贈は、特定遺贈であって、かつ、次の各号に定める要件をすべて満たしたものに限る。

- (1) 遺贈の申込み者は、遺言者の遺贈を履行する義務を負う遺贈義務者（遺言執行者を含む）であること。
- (2) 遺贈する財産は、現金又は日本国内に本店がある金融機関の預貯金であること。
- (3) 遺贈する財産の用途を本法人に一任し、本法人にその用途の報告を求めないこと。
- (4) 本法人に一定の行為を負担させることを内容とした遺贈（負担付遺贈）でないこと。
- (5) 遺贈する財産については、相続人の遺留分を侵害するものでないこと。

2 本法人は、包括遺贈については受入れを行わないものとする。

(遺贈の申込み)

第4 本法人に対する遺贈の申込みは、遺贈申込書（様式第1号）により理事長に申し込むものとする。

(遺贈の審査)

第5 事務局長は、遺贈申込者から遺贈申込書の提出があった場合は、審査を行い、その結果を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、遺贈の受入れを決定した場合は、遺贈受入れ承諾書（様式第2号）により当該遺贈申込者に通知するものとする。

3 理事長は、遺贈を受け入れないことを決定した場合は、その旨を文書で当該遺贈申込者に通知するものとする。

(遺贈の管理等)

第6 遺贈による寄附は、公立大学法人会津大学寄附金取扱規程を適用する寄附金として管理等を行うものとする。

(庶務)

第7 この要領の実施に関する庶務は、総務予算課総務係において行う。

附 則

1 この要領は、2024年10月24日から施行する。

様式第1号（第4関係）

遺 贈 申 込 書

年 月 日

公立大学法人会津大学 理事長 様

遺贈申込者

公立大学法人会津大学遺贈取扱要領に基づき、下記のとおり遺贈による寄附を申込みます。

1. 遺言者（亡くなった方）の氏名
2. 遺贈による寄附の金額（遺留分を除いた現金若しくは預貯金） 円
3. 遺贈申込者の住所 〒
4. 遺贈申込者の連絡先
5. 公立大学法人会津大学ホームページでの遺言者の氏名等の公表について
 氏名等の公表を希望しない。（該当する場合は欄にチェックしてください）
6. 私は、当該寄附に関して下記の申告事項に相違ないことを確約します。

申告事項

- ①私は、上記1の遺言者の遺贈を履行する義務を負う遺贈義務者（遺言執行者を含む）です。
- ②上記2の寄附の金額は、現金又は日本国内に本店がある金融機関の預貯金です。
- ③寄附の使途は貴法人に一任するとともに、その使途一切について貴法人からの報告を求めません。
- ④この寄附は、貴法人に一定の行為を負担させることを内容とした遺贈（負担付遺贈）ではありません。
- ⑤この寄附は、相続人の遺留分を侵害するものではありません。
- ⑥貴法人が公立大学法人会津大学寄附金取扱規程及び公立大学法人会津大学遺贈取扱要領に基づき、寄附の受入れを行うことに同意します。
- ⑦この寄附について、貴法人が、受け入れないことを決定した場合は、そのことについて異議申立てしません。

以上

7. 上記の申込内容に係る証憑書類をこの遺贈申込書に添えて提出します。

様式第2号（第5関係）

遺 贈 受 入 れ 承 諾 書

年 月 日

様

公立大学法人会津大学 理事長

遺言者 様からのご遺志に基づく貴殿からの遺贈の申込みについて、下記のとおり、受け入れることを決定しましたので通知します。

1. 遺贈による寄附の金額（遺留分を除いた現金若しくは預貯金） 円

2. 手続き目安 年 月 日

※事務手続き上の目安ですので、この日までにお手続きいただければ幸いです。

3. 振込口座 東邦銀行 会津営業部 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

コウリツダイガクハウジン アイヅダイガク